

住宅とコミュニティの視点からみた災害復興

塩崎賢明（神戸大学）

1. 『住宅復興とコミュニティ』

- (1) 阪神・淡路大震災の「創造的復興」への疑問
- (2) 減災戦略に欠けている「復興災害」の概念

「死者は安らかに眠っているかどうか分からないが、生きのびた人たちが苦しさにさいなまれているのは確かだ。」（廖亦武、中国詩人、朝日新聞 2009. 6. 22）

- (3) 真の減災のためには、速やかにもとの生活を回復し、コミュニティを破壊しない住宅復興
- (4) 住宅復興の政策、被災者支援制度、住宅復興・まちづくりの計画・設計などの備え

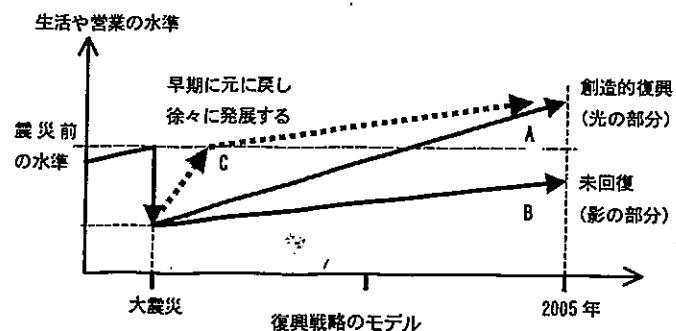
2. 阪神大震災復興過程から得られた理論的成果

開発主義神戸の思想と経営（2001年10月） 開発主義復興批判、「協働のまちづくり」批判
 大震災100の教訓（2002年10月） 復興いまだ成らず、100の課題提示
 現代都市再開発の検証（2002年12月） 復興再開発批判
 大震災10年と災害列島（2005年1月） 創造的復興批判
 災害復興ガイド（2007年1月） 阪神大震災の相対化、「復興災害」の提起
 災害復興とそのミッション（2007年8月） 「ミッション」「憲法」という視点
 世界と日本の災害復興ガイド（2009年1月） 支援法抜本改正、復興制度の必要性提起
 住宅復興とコミュニティ（2009年6月） コミュニティ保全の住宅復興

3. 創造的復興

被害10兆円、復興16兆円。

- ①光と影の「開発的復興」
- ②自治体財政圧迫、災害予防策の妨げ
- ③環境破壊



4. 復興都市計画事業（まちづくり）

- ①強行決定の誤り、真の参加が必要
- ②区画整理事業、地権者だけのまちづくり、借家人排除、災害時の制度必要、受皿住宅は早く
- ③復興再開発事業 大規模事業の誤り

5. 住宅復興

(1) 単線型住宅復興

応急仮設住宅・復興公営住宅の大量建設、低家賃、新しい設備、周辺環境
 コミュニティの喪失、社会的孤立、孤独死（家賃滞納・強制退去）
 なぜ単線型復興にしたのか？ 根底は開発主義

- (2) 自力仮設住宅という方法
被災調査の中で発見
応急仮設住宅との対比、その意義

	応急仮設住宅	自力仮設住宅
根拠	災害救助法、厚生労働	法律なし
建設費	300~400万円/戸	平均900万円
規模	19㎡~26㎡	平均65㎡
居住性能	最低居住水準未滿	一応のレベル
立地	郊外、従前地から遠い	従前地
入居	抽選	自己決定
使用期間	完全撤去・解体	継続、改修・建替等
コミュニティ	崩壊	維持継続

- (3) ジャワ島中部地震の経験
コアハウスという方法
ゴトンロヨン、KKN
復興とはこういうこと
- (4) コミュニティの保全を重視した住宅復興

尼崎市築地地区の研究、「コミュニティ」概念を現場から再検討
芦屋市若宮地区の評価

「3章・4章のコミュニティ論はきわめて重要な問題提起であり、社会学の既存のコミュニティ概念を砕く」
森反章夫、週刊読書人、2009、7.31)

6. 震災住宅復興のあり方（結論）

(1) 復興都市計画事業は慎重に

事前の合意、住民参加、コミュニティ保全、地域活力の再生

震災復興に合致した制度：「再開発事業と復興再開発事業はちがう！」

(2) 住宅復興の基本は自宅の再建、そのための支援策制度を整えること

被災者生活再建支援法の制定、阪神大震災被災者の社会的貢献（恩返し）

鳥取県片山知事の突破力 300万円の住宅再建支援

被災者生活再建支援法の改正（2007年11月）最高300万円、住宅本体への使用

能登半島地震や中越沖地震にも遡及適用

輪島市では、最高で770万円、78戸の公営住宅希望が、47戸に減少

柏崎市での最近の経験；低価格復興住宅、リバースモーゲージ、木造仮設住宅再利用

全国的一般的制度として確立すれば、土地のある被災者の多くは救われる

(3) 公的住宅の計画・設計、運営

①従前居住地から遠ざけない、

②集合住宅の階数や戸数規模を小さくする（5階建て以下・30戸以下）

③従前コミュニティを維持した形で入居する

7. 復興への備えが重要

(1) 復興とは、被災者の暮らしの回復

(2) 住まい・生活の糧・コミュニティ（人とのつながり）の回復・発展

(3) これらを速やかに達成できるような支援制度の備え